

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

改定介護保険施行にあたって質問書を提出

介護保険改正による給付・サービス体系や報酬の見直しが現在進められています。全腎協は、10月14日、厚労省老健局長に対し、新予防給付が開始されるにあたって、一般の高齢者と異なり透析後の容態変動が大きな透析患者について、次の2つの質問項目を挙げその内容を明らかにするよう回答を求めました。①現行「要支援・要介護1」の透析患者が改定後の

介護保険で安易に要支援1及び2に認定されることがないように何らかの対策を講じて下さい、②要支援にも「通院乗降介助」が利用できるようにして下さい。

社会保障審議会の討議資料から、要支援は従来とおり通院乗降介助は対象外とされる案が濃厚ですが、全腎協では引き続き要望活動を行っていく予定です。

有償運送の「推進」に逆行-国交省・有償運送検討小委員会-

国交省は、特区評価委員会に対し、ボランティア有償運送のあり方に関する検討結果を12月に報告するため、「NPO等によるボランティア有償運送検討小委員会」を設置し、11月までに3回の会議を開き論点を整理しました。

その内容は、運行管理規定の厳密化や運転者にヘルパー資格の義務付け、各種報告義務の徹底など、タクシー事業者側の主張に沿ったもので、NPO側が猛反発していると伝えられています。

次回会議は12月6日の予定で、さらに1回の会議を経て、特区評価委員会へ報告される見込みです。

小委員会での論点は、ボランティア有償運送をいかに現行タクシー事業に近づけるかの「検討」に過ぎず、夏に国交省が評価委員会に約束した、有償運送の推進のための「ボランティアによる福祉有償運送全体のあるべきしくみ」の提示には至っていません。さらなる「移動困難者」のための検討を期待したいと思います。

セダン特区申請が全国で一挙に52件

-埼玉、静岡、三重は全県-

内閣府が10月7日に発表したところによると、地方自治体から受け付けた構造改革特区・地域再生計画の認定申請のうち、福祉有償運送セダン型特区申請が全国で52地域にのぼりました。

県全域申請の埼玉、静岡、三重の3県、政令指定市の仙台、千葉、北九州の3市を含む52

地域は、いずれも11月中に認定される見込みです。この結果、セダン特区は全国で75地域になります。

同特区の全国展開については、特区評価委員会と国土交通省との間で協議中で、12月に再度協議が行われることになっています。有償運送許可取得の猶予期限が来年3月に迫り、

ボランティア移送に取り組む団体の増加と自治体の「福祉有償運送」への理解が進んだことが今回の大量申請につながりました。この結果、遅れているガイドラインにもとづく「福祉有償運

送」認定の前提条件である「運営協議会」の自治体による設置が一挙に前進することが期待されます。(10月10日付東京交通新聞より)

「有償」と「無償」の区分が課題

－第5回全腎協通院介護支援事業交流会－

全腎協は5回目となる通院介護支援事業交流会を11月5、6日の両日、都内のホテルで開きました。交流会には全国の移送事業団体役員・職員および県組織の役員など77名が参加し、講演や討議、交流を行いました。

一日目の全体会では「福祉有償運送ガイドラインと自家用車両による送迎サービスの今後」として、東京ハンディキャブ連絡会代表阿部司氏が「昨年ガイドラインが出され、福祉有償運送が道路運送法80条の許可を受けられるようになったことは移動困難者の足を確保する上で大きな意義がある。各地の運営協議会ではタクシー関係者の圧力が大きく、NPO側できちんとものが言える人がメンバーに入る必要がある。「無償」移送を続ける方法はある。透析患者の移送は利用者も行き先も限定されており、営利にならない。本来は行政が責任を持つべき」と話しました。

2つの分科会では「無償(ボランティア)移送」と「有償移送」にわかれてそれぞれの今後の課題について移送団体役員の話聞き、それぞれの方策を探りました。

二日目は、「介護保険による移送サービス」として介護保険施行後の移送サービスの普及と現状について学び、最後にパネルディスカッションが「要介護透析患者の移送(通院保障)を誰が担うのか」というテーマで行われました。そのなかで、ボランティア移送がタクシーにない利点があることや現行各種移送事業の課題と患者の受診保障の新しい体制作りの必要性が強調されました。

参加者は透析患者の通院保障の意義を認めながらも、「有償」と「無償」の境界が曖昧のままでの移送事業の展開に不安を覚える感想が多く寄せられました。



福祉交通はまちづくりの基礎

「福祉交通サービスの新しい時代を築くセミナー」報告

各地の移送団体に福祉車両を寄贈している日本財団と移送団体で作るセミナー実行委員会の共催で10月21、22日の両日、東京で表記のセミナーが行われました。転換期を迎えた移送サービスの現状と将来展望を外国の例も参考にしながら、全国の移送団体、タクシー業者、

研究者が一堂に会し、議論しました。そのうち第1日目の午前中に行われた「福祉交通の将来展望」の講演と討論について要旨を報告します(全体要旨は別紙参照)。

基調講演「移動困難者の交通の将来展望」のなかで、近畿大三星氏は、障害者や高齢者な

ど「移動困難者」にとって、モビリティ確保の意味は基本的な人権と生活権を守ること。そのためにユニバーサルな(障害のある人もない人も同様に生活できる)地域交通づくりとして、①交通バリアフリー法の質・量の向上②福祉移送サービスを確立し地域モビリティの確保③前記の2つをまちづくりの戦略とする、などを提言しました。

田端国交省自動車交通局企画課長は、「安全で安心して利用できる福祉有償運送とするために」として現在の国交省の政策を説明し、河内閣府市場化テスト推進室長は「障害者の社会参加と移動の保障」の講演のなかで、移動(注:モビリティ)の意味と価値を考える際に必要な視点は、①必要とされるサービスは何か②誰が担うのか③その負担をどのように負担すべき

かであることを強調しました。

討論「移送サービスの将来を語る」では、前述の3名をパネリストに、ビジネスから福祉分野に参入(社会サービス化)したタクシー会社と福祉からビジネス化してきたNPO等の移送サービスの共存や、移動権、交通権等について意見交換がなされました。

福祉交通の先進事例として、東京都小金井市中心に営業展開しているつくば観光交通㈱小林氏から、一般タクシーと別の福祉部門を会社内に設けた事例報告がありました。

タクシー会社もそもそも地域の公共交通機関の担い手であり、構造的にコストのかかる福祉輸送の分野は、行政サイドの財政支援も得てNPOやボランティアと共存し、地域福祉に立派に貢献できることを強調しました。

各地のトピックス

福祉有償運送に 80 条許可の「乗合」容認

－練馬「すずらの会」「難病者移送サービスネットワーク」「タンポポ」－

東京の練馬区福祉有償運営協議会(秋山哲男会長)は10月28日、NPO有償運送の乗合方式を正式に承認し、腎臓病連絡協議会すずらの会など4NPO法人の道路運送法80条許可申請事案を了承しました。練馬区は、バスの乗合と区別するため「相乗り」と規定し「通院送迎や介護施設送迎などで欠かせないサービスで、コスト抑制のため有効な方法。NPOの相乗りは特定多数の登録会員を一定地域で輸送する特殊な送迎システム。区として認めていきたい」と話しています。

東京運輸支局の小林利弘輸送課旅客2係長は「有償運送の乗合について本省に照会したところ、乗合行為が行われている実態が現にあり、おおむね2分の1の料金もクリアしており、

損害賠償保険に加入しているといった3点が確認できれば、運営協議会の判断に委ねてよいとの回答をもらっている」とし、「NPOは乗合許可を取得する必要はない」と述べました(2005年10月31日付東京交通新聞)。

タクシーが「乗合」をするには運輸支局の許可が必要ですが、福祉有償運送では運営協議会の承認だけでよいとした運輸支局の判断が注目されます。練馬区も言っているようにコスト削減のために有効な方法であり、福祉有償運送でコスト削減、引いては輸送料の低減化に役立つものです。

室蘭市でも福祉有償運送運営協議会が発足

12月2日、室蘭市は室蘭市・登別市福祉有償運送運営協議会を設置しました。また、一般車両による移送ができるよう同市ではセダン特区の申請を1月に行う予定です。室蘭市は、通院など生活圏域が登別市とつながっていること

から両市による運営協議会の設置となりました。「サポート室蘭」では、有償運送展開にむけ80条許可申請のための書類作成にとりかかっています。

福島県が宅配便で住民「輸送」を検討

福島県は、新しい交通システムのあり方を検討していた県交通政策有識者懇談会(座長・堀井清之白百合女子大教授)が提言したアクションプログラムにもとづき、過疎地での交通弱者の“足”を確保するために、宅配業者と提携し、貨物車を乗合自動車にもつかえるようにして人を

運ぶ「宅配付随的交通システム」を来年度からモデル的に導入する方針を固めました。

導入地域の候補は阿武隈、八溝の両山地に囲まれた塙町で過疎・山間地域で、自治体による新しい試みとして注目されます。

福祉有償運送めざし千葉県が連絡会議

福祉有償運送許可の前提となる自治体による運営協議会の設置が遅れていることが各地で問題となっていますが、千葉県では11月初め、県当局の主導で連絡会議が開かれ、輸送の担い手のNPO法人、タクシー業界代表、障害者団体、老人クラブ、一部自治体、

運輸支局が協議し、県がセダン特区の申請や運営協議会の共同支援の意向を表明しました。遅れていた自治体でも運営協議会を設置、または設置へ準備をすすめているところが増えています。

腎友会も後押しした地域の患者・障害者移送団体

福腎協は今年9月、福岡県小郡市の特定非営利活動法人「サポネットおごおり」を訪ね、患者や障害者の移送団体設立とその後の福祉有償運送許可を受けた経緯や活動状況などを取材しました。

今回、取材テープをお借りし「はーと なび」に掲載します。

「サポネットおごおり」を設立

福岡県小郡市は、南北に長い福岡県の中央部に位置し、JRの鹿児島本線と長崎本線の分岐点で有名な佐賀県の鳥栖駅が西側にある県境の市です。南隣には久留米市があります。

この町には丸山病院と山下泌尿器科医院の2つの透析施設があり、隣の久留米市の施設に通う人もいます。市内には西鉄の駅があります

が2つの施設を通る路線バスはなく、コミュニティバスも透析施設には行きません。市内には主に下田タクシーと西鉄タクシーがあります。

小郡市腎友会は、家族の送迎が受けられず、タクシーも費用の点で十分に利用できない要介護透析患者のために通院送迎の確保を行政に対し要望してきました。

市の理解と協力を得て、市が設置していた障害者生活支援センターの運営参加10団体は、4人の職員の内2人を中心にNPO『サポネットおごおり』を設立しました。

そして、今年3月から車いす用の福祉車両1台を使って移送事業を始めました。

利用者は登録制(会費1,000円)で事前に予約が必要です。会員は、障害者手帳所持者と

特定疾患(難病)患者で当初は 29 人でしたが、8 月には 56 人まで増えました。毎月 13 人から 15 人が繰り返し利用しています。

腎友会会員もほとんどが登録しており、常に 4、5 人が利用しています。自分で車を運転している透析患者も「高齢化や体力の低下で運転できなくなっても安心」と話しています。

福祉有償運送の開始

同法人は、すでに道路運送法 80 条許可による「福祉有償運送」の許可を受けた移送を行っています。九州では初の事例として 8 月に新聞報道されました。

運営協議会の了承が容易に受けられたのは、市の協力があったこと、運営協議会への業界の代表として下田タクシーが参加し、NPO「サポネットおごおり」の活動に理解を示したことです。

現在、バス等の公共交通の「移動困難者」として、知的障害や精神障害の人も利用しており、ヘルパーや介護福祉士の資格を持つ運転者が午前 8 時から午後 4 時まで移送を行っています。市の福祉タクシー券(タクシー初乗り運賃相当額)が利用でき、利用料は 200 円かかります。

市内には約 1,000 人の障害者がおり、同法人はそのうち 100 人から 200 人の利用を見込み、福祉車両も来年には 1 台増やしたいと考えてい

ます。また、できるだけ突然の依頼にも応えていきたいとしています。

中心となって活動し、自らも運転する責任者は、もと知的障害者施設で働いていた福祉職のベテランです。「今後は地域福祉が重要と考えた。活動できるのは市が『センター』職員として人件費を助成してくれるから。単に運ぶのではなく外出支援として乗降介助、見守りを重視し、行きたい道を利用者の希望に添っていくことにしている。透析者でも色々な障害を持っているのできちんと対応している」と話しています。また、今後はこの事業の重要性を市の会議で積極的に説明し、民生委員の会議で話し、必要とする障害者などに広く普及させたいとしています。

福岡県腎協の通院移送重視の方針を受け、小郡市腎友会が積極的に地域で活動し、小郡市の理解と協力を得て、この事業を成功させています。同会は会員でない人にもこの移送事業を説明し、会加入を呼びかけています。

ワンポイント

福祉交通はまちづくりの一環

全腎協のボランティアによる患者・障害者通院送迎事業は、要介護透析患者の透析施設への通院保障の一環として提唱され、各地で実施されてきました。先日の交流会でも話されたように、通院は「医療を受ける権利=医療アクセス権」として位置付けられ、透析施設内での身体介助も含めた課題として認識されつつあります。

一方、「交通困難者」の移動を保障することは「福祉交通サービスの新しい時代を築くセミナー」報告にあるように、障害者の社会参加を保障するためのユニバーサル社会を築くための「まちづくり」の一環として位置付けられ、交通バリアフリーとともにボランティア移送=福祉交通が地域に不可欠なものとして認識されつつあります。国土交通省やボランティア移送の研究者の多くはこの考えに立っていると思われます。

透析患者のボランティアによる通院送迎事業は、この 2 つの考えの間で将来の道が決まっていくことになります。どちらか片方の考えを採用するというものではありません。透析患者は、医療を受けなければ生存できない患者であり、また社会参加がノーマライゼーションにとって不可欠な障害者で、この両面をもつ透析者の本質がもたらすものです。「通院送迎」の意義は何か考えましょう。